

第二湘南グリーン介護老人保健施設

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 第二湘南グリーン介護老人保健施設（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（保証人）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当事業所に提出したのち、利用開始日以降から効力を有します。但し、身元引受人（保証人）に変更があった場合は、新たな身元引受人（保証人）の同意を得ることとします。

（身元引受人（保証人））

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人（保証人）を立てます。但し、利用者が身元引受人（保証人）を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人（保証人）は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人（保証人）は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人（保証人）と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人（保証人）が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人（保証人）に対し、相当期間内にその身元引受人（保証人）に代わる新たな身元引受人（保証人）を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人（保証人）の請求があったときは、当施設は身元引受人（保証人）に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者及び身元引受人（保証人）は、当事業所に対し、退所の意思表示をすることに

より、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人（保証人）は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

- 2 身元引受人（保証人）も前項と同様に利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当事業所からの解除）

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人（保証人）に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び身元引受人（保証人）が、本約款に定める利用料金を滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者又は身元引受人（保証人）が、本約款を順守しない場合、または、当事業所、当事業所の職員又は他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人（保証人）は、連帯して当事業所に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者及び身元引受人（保証人）が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日までに発行し、交付します。利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。

なお、支払いの方法は施設窓口での現金支払い、もしくは銀行口座振り込みです。（退所日に一括精算する方法でも可）

- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人（保証人）から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人（保証人）が指定する者に対して、領収書を交付します。

（記録）

第7条 当事業所は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、利用者以外の者に対しては、所定の手続きを経て、必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当事業所は、利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、「身体拘束廃止委員会」における検討、利用者と家族の同意を得た上で、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、「身体拘束廃止委員会」のカンファレンス記録を整備することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当事業所とその職員は、医療法人社団相光会の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人（保証人）若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。但し、例外として次の各号については、法令上、同意を得たうえで情報提供できることから、別紙3に定める利用目的に従って、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、またはサービス提供等により事故が発生した場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介し、当事業所は、利用者及び身元引受人（保証人）が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- 3 前2項のほか、サービス提供時の事故においては、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人（保証人）が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人（保証人）は、当事業所の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身

元引受人（保証人）は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用約款に定めのない事項）

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人（保証人）と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

第二湘南グリーン介護老人保健施設を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人（保証人）>

住 所

氏 名

印

第二湘南グリーン介護老人保健施設
管理者 鮫嶋 憲治 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条 緊急時及び事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

<別紙1>

第二湘南グリーン介護老人保健施設
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）のご案内
（令和7年4月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 第二湘南グリーン介護老人保健施設
- ・指定年月日 平成12年7月1日
- ・所在地 神奈川県横須賀市太田和5丁目85番地1号
- ・電話番号 046-857-7550
- ・FAX番号 046-857-7551
- ・管理者名 鮫嶋 憲治
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1451980028号）

(2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画（介護予防短期入所療養介護においては介護予防サービス）に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者・ご家族・身元引受人（保証人）の希望を十分に取り入れ、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成され、計画の内容については同意をいただくようになります。

(3) 施設の職員体制（令和6年12月21日現在）

	常勤	非常勤	業務内容
・管理者 （常勤医師と兼務）	1		施設業務の統括
・医師	1	0.5	健康管理・医療
・看護職員	8	8.7	療養上の世話・診療の補助
・薬剤師	0.6		調剤・医薬品の供給
・介護職員	25	18	日常生活上の世話
・支援相談員 （介護支援専門員と兼務）	3		相談・指導
・理学療法士	2.5		機能訓練
・作業療法士	0.8		機能訓練
・管理栄養士	1		栄養管理・給食
・栄養士	0		栄養管理・給食
・調理員	0	0	調理
・介護支援専門員 （支援相談員と兼務）	3		介護サービス計画の作成評価
・事務職員	4		庶務・経理・管理
・その他	3	7	入所者の送迎・夜間警備他

(4) 利用定員等 ・定員150名（ただし利用日に既に入所している人数を除く）

・療養室 個室 18室、2人室 14室、4人室 26室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
介護老人保健施設では、常に入所者の病状や心身の状態の把握に努め、的確な診断の基に必要な医療・看護を適切妥当に行います。
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（原則月4回実施します。）
- ⑪ その他

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 横須賀市立市民病院
- ・住所 横須賀市長坂1-3-2
- ・電話番号 046-856-3136
- ・名称 湘南グリーンクリニック
- ・住所 横須賀市大矢部3-1-25
- ・電話番号 046-834-8991

・協力歯科医療機関

- ・名称 湘南グリーンクリニック
- ・住所 横須賀市大矢部3-1-25
- ・電話番号 046-834-8993

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 面会は、原則 10 時より 20 時まで。
- ・ 外出・外泊は、3 日以前に職員に申し出て許可をとる。
- ・ 飲酒・喫煙は、基本的に禁止とする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて可能。
- ・ 金銭・貴重品については、基本的には持込禁止とする。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、緊急やむ得ない場合を除いては禁止とする。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、その他
- ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）
年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
- ・ 入所者を含めた総合避難訓練 年 1 回以上
- ・ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時

6. 要望及び苦情等の相談

(1) 施設

当事業所には支援相談の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0 4 6 - 8 5 7 - 7 5 5 0）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所窓口に着けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、横須賀市介護保険課及び神奈川県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

苦情相談責任者	施設長 鮫嶋 憲治	事務長	高道 晃一
苦情相談担当者	介護支援専門員	福本	真理子

(2) 横須賀市

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

横須賀市小川町 1 1 電 話 0 4 6 - 8 2 2 - 8 2 5 3

受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5

(3) 三浦市

三浦市保健福祉部高齢介護課

三浦市城山町 1 - 1 電 話 0 4 6 - 8 8 2 - 1 1 1 1

受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5

(4) 逗子市

逗子市福祉部高齢介護課

逗子市逗子 5 - 2 - 1 6 電 話 0 4 6 - 8 7 2 - 8 1 1 6

受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 0 0

(5) 鎌倉市

鎌倉市健康福祉部介護保険課介護保険担当

鎌倉市御成町 1 8 - 1 0 電 話 0 4 6 7 - 6 1 - 3 9 4 7

受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5

(6) 葉山町

葉山町福祉部福祉課介護高齢係

葉山町堀内2135 046-876-1111 (内線232~234)

受付時間 午前8:30~午後5:00

(7) 神奈川県国民健康保険団体連合会

横浜市西区楠町27-1 国保会館 電話045-329-3447

受付時間 午前8:30~午後5:15

7. 支払い方法

退所日からサービス提供月の翌月5日までに請求書を発行しますので、サービス提供月の翌月15日までに原則として窓口現金支払いまたは銀行振込(指定口座)によりお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

8. 通常を送迎の実施地域

通常を送迎の実施地域を以下のとおりとします。

横須賀市、三浦市、逗子市、鎌倉市及び葉山町

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

第二湘南グリーン介護老人保健施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙2> (介護予防) 短期入所利用料金表 (1割負担) <R6年8月改正>

保険内サービス利用者負担額			
介護予防短期入所療養介護費※ (基本型)	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	要支援1	611 円/日	647 円/日
	要支援2	766 円/日	816 円/日
短期入所療養介護費※ (基本型)	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	要介護1	794 円/日	875 円/日
	要介護2	845 円/日	928 円/日
	要介護3	911 円/日	995 円/日
	要介護4	968 円/日	1,051 円/日
	要介護5	1,024 円/日	1,109 円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I) ※			54 円/日
夜勤職員配置加算※			26 円/日
個別リハビリテーション実施加算			253 円/日
緊急短期入所受入対応加算			95 円/日
若年性認知症利用者受入加算			127 円/日
送迎加算 (片道)			194 円/日
療養食加算 (1食)			9 円/食
緊急時治療管理			546 円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ※			7 円/日
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ※			保険内サービス利用者負担額の7.1%

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。

それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険外サービス費			
滞在費	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	※第1段階	550円/日	0円/日
	※第2段階	550円/日	430円/日
	※第3段階①	1,370円/日	430円/日
	※第3段階②		
第4段階/ 2割/3割負担	1,728円/日	547円/日	
食費	※第1段階	300 円/日	
	※第2段階	600 円/日	
	※第3段階①	1,000 円/日	
	※第3段階②	1,300 円/日	
	第4段階/ 2割/3割負担	1,910 円/日 (朝食/426円 昼食/795円 夕食/689円)	

注) ※居住費・食費の軽減 (1から3段階②) を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。

<別紙2> (介護予防) 短期入所利用料金表 (2割負担) <R6年8月改正>

保険内サービス利用者負担額			
介護予防短期入所療養介護費※ (基本型)	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	要支援1	1,221 円/日	1,293 円/日
	要支援2	1,531 円/日	1,632 円/日
短期入所療養介護費※ (基本型)	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	要介護1	1,588 円/日	1,750 円/日
	要介護2	1,689 円/日	1,855 円/日
	要介護3	1,822 円/日	1,990 円/日
	要介護4	1,935 円/日	2,102 円/日
	要介護5	2,047 円/日	2,218 円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I) ※			108 円/日
夜勤職員配置加算※			51 円/日
個別リハビリテーション実施加算			506 円/日
緊急短期入所受入対応加算			190 円/日
若年性認知症利用者受入加算			253 円/日
送迎加算 (片道)			388 円/日
療養食加算 (1食)			17 円/食
緊急時治療管理			1092 円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ※			13 円/日
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ※		保険内サービス利用者負担額の7.1%	

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。

それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険外サービス費			
滞在費	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	※第1段階	550円/日	0円/日
	※第2段階	550円/日	430円/日
	※第3段階①	1,370円/日	430円/日
	※第3段階②		
第4段階/ 2割/3割負担	1,728円/日	547円/日	
食費	※第1段階	300 円/日	
	※第2段階	600 円/日	
	※第3段階①	1,000 円/日	
	※第3段階②	1,300 円/日	
	第4段階/ 2割/3割負担	1,910 円/日 (朝食/426円 昼食/795円 夕食/689円)	

注) ※居住費・食費の軽減 (1から3段階②) を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。

<別紙2> (介護予防) 短期入所利用料金表 (3割負担) <R6年8月改正>

保険内サービス利用者負担額			
介護予防短期入所療養介護費※ (基本型)	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	要支援1	1,831 円/日	1,939 円/日
	要支援2	2,296 円/日	2,448 円/日
短期入所療養介護費※ (基本型)	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	要介護1	2,381 円/日	2,625 円/日
	要介護2	2,533 円/日	2,783 円/日
	要介護3	2,732 円/日	2,985 円/日
	要介護4	2,903 円/日	3,153 円/日
要介護5	3,071 円/日	3,327 円/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I) ※			162 円/日
夜勤職員配置加算※			76 円/日
個別リハビリテーション実施加算			759 円/日
緊急短期入所受入対応加算			285 円/日
若年性認知症利用者受入加算			380 円/日
送迎加算 (片道)			582 円/日
療養食加算 (1食)			26 円/食
緊急時治療管理			1638 円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ※			19 円/日
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ※		保険内サービス利用者負担額の7.1%	

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。

それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険外サービス費			
滞在費	区分	従来型個室	多床室 (2人室含む)
	※第1段階	550円/日	0円/日
	※第2段階	550円/日	430円/日
	※第3段階①	1,370円/日	430円/日
	※第3段階②		
第4段階/ 2割/3割負担	1,728円/日	547円/日	
食費	※第1段階		300 円/日
	※第2段階		600 円/日
	※第3段階①		1,000 円/日
	※第3段階②		1,300 円/日
	第4段階/ 2割/3割負担		1,910 円/日 (朝食/426円 昼食/795円 夕食/689円)

注) ※居住費・食費の軽減 (1から3段階②) を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。

利用者の選択による料金について

1. 特別室料		
個室	(税込)	3,300円/日
個室(3階4階のトイレのない個室に限る)	(税込)	2,200円/日
2人部屋	(税込)	1,650円/日
2. 教養娯楽費(レクリエーション、クラブ活動への参加による活動費)		150円/日
<p>(1) レクリエーション、クラブ活動の種類</p> <p>「制作」(四季折々のもの、カレンダー、折り紙、粘土など)</p> <p>「体操・運動」</p> <p>「ゲーム・クイズ」</p> <p>「ぬりえ」</p> <p>「おやつ作り」</p> <p>「園芸」</p> <p>(2) 材料</p> <p>折り紙、セロハンテープ、画用紙、絵の具、筆、模造紙、色鉛筆、クレヨン、ポスターカラー、のり、ガムテープ、紙粘土、粘土用ニス、園芸用土、園芸用種、園芸用肥料</p> <p>※教養娯楽に使用する材料につきましては、個別提供が可能です。</p>		
3. 日用品費		100円/日
<p>(1) 内訳</p> <p>シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ハンドソープ、ティッシュペーパー、T字剃刀、ペーパータオル、ウェットティッシュ</p> <p>※日用品につきましては、個別提供が可能です。</p>		
4. 電気使用料		
テレビ持ち込みの場合		1,000円/月
5. 理美容		
カットのみ		2,000円
※予約制です。窓口にお申し付けください。		
6. その他		
私物の洗濯代		150円/日
タオルセットレンタル		193円/日
私物の洗濯代+タオルセットレンタル		313円/日
タオルセットレンタル+寝巻・室内着レンタル		490円/日